

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第5の2（第6条関係）		別表第5の2（第6条関係）	
職員	割合	職員	割合
1 [略]	[略]	1 [略]	[略]
2 5級に属する職員のうち次に掲げるもの		2 5級に属する職員のうち次に掲げるもの	
(1) 電話交換長、船長、機関長、甲板長、操機長、 <u>司厨長</u> 、車庫長又は守衛長の職にある職員		(1) 電話交換長、船長、機関長、甲板長、操機長、 <u>司厨長</u> 、 <u>車庫長</u> 、 <u>副車庫長</u> 又は守衛長の職にある職員	
(2) 経験年数が、高校卒の学歴免許等の資格を有する職員にあっては <u>37年</u> 以上、中学卒の学歴免許等の資格を有する職員にあっては <u>40年</u> 以上である職員		(2) 経験年数が、高校卒の学歴免許等の資格を有する職員にあっては <u>32年</u> 以上、中学卒の学歴免許等の資格を有する職員にあっては <u>35年</u> 以上である職員	
(3) [略]		(3) [略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

第2条 技能職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 技能職等給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000	

11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100

42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	
71	204,700	254,400	285,700	316,500	
72	205,300	255,000	286,500	317,000	

73	205,900	255,500	287,400	317,300
74	206,600	256,000	288,200	317,800
75	207,300	256,500	289,000	318,300
76	208,100	257,000	289,800	318,800
77	208,500	257,600	290,600	319,100
78	209,200	258,100	291,200	319,500
79	209,900	258,600	291,800	319,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300
81	211,300	259,500	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	

105	225,500	267,600	304,800
106	226,000	267,900	305,200
107	226,500	268,200	305,600
108	227,000	268,500	306,000
109	227,400	268,800	306,400
110	227,900	269,100	306,800
111	228,400	269,400	307,200
112	228,900	269,700	307,600
113	229,400	270,000	307,900
114	229,900	270,300	308,300
115	230,400	270,600	308,700
116	230,900	270,900	309,100
117	231,300	271,200	309,400
118	231,700	271,500	309,800
119	232,100	271,800	310,200
120	232,500	272,100	310,600
121	232,900	272,300	310,900
122		272,600	311,300
123		272,900	311,700
124		273,200	312,100
125		273,300	312,300
126		273,600	312,700
127		273,900	313,100
128		274,200	313,500
129		274,300	313,700
130		274,600	314,100
131		274,900	314,500
132		275,200	314,900
133		275,300	315,100
134		275,600	
135		275,900	

	136		276,200			
	137		276,300			
再任用職員		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

改正前		改正後	
別表第2 級別標準職務表 (第4条関係)		別表第2 級別標準職務表 (第4条関係)	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
[略]		[略]	
5級	[略]	5級	[略]
6級	<ol style="list-style-type: none"> 1 多数の運転技士を直接指揮監督し、かつ、特に高度の技能若しくは経験を必要とする車庫長又はこれを補佐する副車庫長の職務 2 多数の電話交換手を直接指揮監督し、かつ、特に高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換長、これを補佐する副電話交換長又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする主任電話交換手の職務 3 極めて高度の技能又は経験を必要とする困難な業務を行う試験船等の船長又は機関長の職務 4 多数の乗組員を直接指揮監督し、かつ、極めて高度の技能又は経験を必要とする困難な作業を行う甲板長、操機長又は司厨長の職務 5 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能員、主任甲板員又は主任操機手の職務 6 極めて高度の技能又は経験を必要とする困難な作業を行う免許所有職員の職務 7 多数の守衛を直接指揮監督し、かつ、特に高度の経験を必要とする守衛長、これを補佐する副守衛長又は特に困難な業務を行う主任守衛の職務 8 特に高度の経験を必要とする主任作業員の職務 9 特に高度の経験を必要とする主任用務員又は主任調理員の職務 10 特に高度の経験を必要とする主任事務員の職務 		

別表第5 昇格時号給対応表（第5条関係）

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	[略]				<u>1</u>
2	[略]				<u>1</u>
3	[略]				<u>1</u>
4	[略]				<u>1</u>
5	[略]				<u>1</u>
6	[略]				<u>1</u>
7	[略]				<u>1</u>
8	[略]				<u>1</u>
9	[略]				<u>1</u>
10	[略]				<u>1</u>
11	[略]				<u>1</u>
12	[略]				<u>1</u>
13	[略]				<u>1</u>
14	[略]				<u>1</u>
15	[略]				<u>1</u>
16	[略]				<u>1</u>
17	[略]				<u>1</u>
18	[略]				<u>2</u>
19	[略]				<u>3</u>
20	[略]				<u>4</u>
21	[略]				<u>5</u>
22	[略]				<u>6</u>
23	[略]				<u>7</u>
24	[略]				<u>8</u>
25	[略]				<u>9</u>
26	[略]				<u>10</u>
27	[略]				<u>11</u>
28	[略]				<u>12</u>
29	[略]				<u>13</u>
30	[略]				<u>14</u>
31	[略]				<u>15</u>
32	[略]				<u>16</u>
33	[略]				<u>17</u>
34	[略]				<u>17</u>
35	[略]				<u>18</u>
36	[略]				<u>18</u>
37	[略]				<u>19</u>

別表第5 昇格時号給対応表（第5条関係）

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	[略]			
2	[略]			
3	[略]			
4	[略]			
5	[略]			
6	[略]			
7	[略]			
8	[略]			
9	[略]			
10	[略]			
11	[略]			
12	[略]			
13	[略]			
14	[略]			
15	[略]			
16	[略]			
17	[略]			
18	[略]			
19	[略]			
20	[略]			
21	[略]			
22	[略]			
23	[略]			
24	[略]			
25	[略]			
26	[略]			
27	[略]			
28	[略]			
29	[略]			
30	[略]			
31	[略]			
32	[略]			
33	[略]			
34	[略]			
35	[略]			
36	[略]			
37	[略]			

38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76

<u>19</u>
<u>20</u>
<u>20</u>
<u>21</u>
<u>22</u>
<u>23</u>
<u>24</u>
<u>25</u>
<u>26</u>
<u>27</u>
<u>28</u>
<u>29</u>
<u>30</u>
<u>31</u>
<u>32</u>
<u>33</u>
<u>34</u>
<u>35</u>
<u>36</u>
<u>37</u>
<u>38</u>
<u>39</u>
<u>40</u>
<u>41</u>
<u>42</u>
<u>43</u>
<u>44</u>
<u>45</u>
<u>46</u>
<u>47</u>
<u>48</u>
<u>49</u>

38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76

116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	

116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	

別表第5の2（第6条関係）

職員	割合
<u>1</u> 6級に属する職員	[略]
<u>2</u> 5級に属する職員のうち次に掲げるもの	
<u>(1)</u> [略]	
<u>(2)</u> [略]	
<u>(3)</u> [略]	
[略]	

別表第5の2（第6条関係）

職員	割合
5級に属する職員のうち次に掲げるもの	[略]
<u>1</u> [略]	
<u>2</u> [略]	
<u>3</u> [略]	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成22年6月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が6級であった職員の施行日における職務の級は、5級とする。

(号給の切替え等)

3 前項の規定の適用を受ける職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表の旧号給欄に掲げる施行日の前

日においてその者が受けていた号給の区分に応じ、同表の新号給欄に定める号給とする。

4 前項の規定の適用を受ける職員に対する施行日以後の最初の昇給におけるこの規則による改正後の技能職員等の給与に関する規則第5条第2項の規定の適用については、新号給を基礎として同項の規定を適用する。

(給料の切替え等に伴う経過措置)

5 前3項の規定の適用を受ける職員のうち、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年岩手県規則第54号)附則第5項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第29号)附則第8項の規定による給料に相当する給料を支給される職員にあっては、同日において受けていた給料月額と同項の規定による給料に相当する給料との合計額)に達しないこととなるもの(知事が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

8 職員の退職手当の支給等に関する規則(昭和50年岩手県規則第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表(第3条の5関係)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第7号区分</td> <td>(1)～(15) [略] (16) <u>平成18年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則</u>(以下「<u>平成18年4月以後の規則</u>」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの</td> </tr> <tr> <td>第8号区分</td> <td>(1)～(11) [略]</td> </tr> </table>	[略]		第7号区分	(1)～(15) [略] (16) <u>平成18年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則</u> (以下「 <u>平成18年4月以後の規則</u> 」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの	第8号区分	(1)～(11) [略]	<p>別表(第3条の5関係)</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第7号区分</td> <td>(1)～(15) [略] (16) <u>平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた技能職員等の給与に関する規則</u>(以下「<u>平成18年4月以後平成23年3月以前の規則</u>」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの (17) <u>平成23年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則</u>(以下「<u>平成23年4月以後の規則</u>」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの</td> </tr> <tr> <td>第8号区分</td> <td>(1)～(11) [略]</td> </tr> </table>	[略]		第7号区分	(1)～(15) [略] (16) <u>平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた技能職員等の給与に関する規則</u> (以下「 <u>平成18年4月以後平成23年3月以前の規則</u> 」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの (17) <u>平成23年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則</u> (以下「 <u>平成23年4月以後の規則</u> 」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの	第8号区分	(1)～(11) [略]
[略]													
第7号区分	(1)～(15) [略] (16) <u>平成18年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則</u> (以下「 <u>平成18年4月以後の規則</u> 」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの												
第8号区分	(1)～(11) [略]												
[略]													
第7号区分	(1)～(15) [略] (16) <u>平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間において適用されていた技能職員等の給与に関する規則</u> (以下「 <u>平成18年4月以後平成23年3月以前の規則</u> 」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもののうち知事の定めるもの (17) <u>平成23年4月1日以後に適用されている技能職員等の給与に関する規則</u> (以下「 <u>平成23年4月以後の規則</u> 」という。)の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事の定めるもの												
第8号区分	(1)～(11) [略]												

<p>(12) <u>平成18年4月以後の規則</u>の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級、4級又は5級であったもののうち知事の定めるもの（<u>第7号区分の項第12号</u>に掲げる者を除く。）</p>	<p>(12) <u>平成18年4月以後平成23年3月以前の規則</u>の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級、4級又は5級であったもののうち知事の定めるもの（<u>第7号区分の項第16号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(13) <u>平成23年4月以後の規則</u>の技能職等給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級、4級又は5級であったもののうち知事の定めるもの（<u>第7号区分の項第17号</u>に掲げる者を除く。）</p>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則別表

旧号給	新号給
1	25
2	27
3	28
4	29
5	31
6	33
7	34
8	36
9	37
10	39
11	40
12	42
13	44
14	45
15	47
16	49
17	50
18	52
19	54
20	55
21	57
22	59
23	60
24	61

25	62
26	64
27	65
28	67
29	68
30から65まで	69